

令和 2 年 5 月 12 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部市民活動推進課

相談業務の再開について（年金・社会保険・労務相談、交通事故相談）

1 年金・社会保険・労務相談

4月、5月の相談を中止した市役所ロビーで実施していた年金・社会保険・労務相談（申し込み不要）を、6月より方法を変更し再開する。

- (1) 日 程 令和2年6月9日（火）、23日（火） 午後1時半から4時半まで
*中止した4月、5月分を振り替えて、6月、7月は月2回の実施とする。
- (2) 委託先 東京都社会保険労務士会 武蔵野統括支部
- (3) 方 法 電話相談（予約制）（15～20分程度）
*市民活動推進課相談室（7F）において実施する。
*感染状況により、対面相談(30分)に戻すが、予約制は続ける。
その際は、机上へのアクリル板の設置、窓の開放等による十分な感染防止対策を実施したうえで実施する。

2 交通事故相談（派遣弁護士による）

5月の弁護士派遣が中止されたが、相談方法を変更することで、派遣が再開されるため6月より再開する。

- (1) 日 程 令和2年6月4日（木）午後1時から3時半まで（毎月第一木曜日の実施）
- (2) 派遣元 公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部
- (3) 方 法 電話相談【従前は市民活動推進課相談室（7F）で対面相談】
*状況の悪化がみられた場合、派遣元の判断により中止となることがある。
*交通事故相談員による電話相談については、引き続き実施中である。